

主任技術者等選任通知事務処理要領

(主旨)

- 建設工事の適正な施工を確保するため、大分県公共工事請負契約約款第10条の規定に基づく主任技術者等の選任通知に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(事務処理の流れ等)

- 発注者は、請負契約締結後、受注者から現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書（別紙様式1）が提出された際は、次のとおり処理するものとする。
 - 現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書は2部提出させること。
 - 添付資料により配置技術者となりうる資格及び直接的な雇用関係を確認すること。専任制を要する技術者の場合は、入札の申込のあった日（指名競争入札に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前3ヶ月以上の雇用関係を併せて確認すること。
 - 一般競争入札においては、入札時に申請した技術者と同一の者であることを確認すること。
 - 受注者用は、受付印を押して必ず受注者に返すこと。
 - 請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）の場合は、下請計画書（別紙様式2）を添付させること。

(指導等)

- 当該通知書に基づく主な指導事項は、次のとおりとし、特に必要がある場合は、土木建築部公共工事入札管理室に協議を行うこと。
 - 現場代理人の適正配置について
 - 専任制を要する工事の主任技術者等の重複の有無について
 - 監理技術者及び監理技術者補佐の必要の有無について
 - 専門技術者の必要の有無について

附 則

- この要領は、昭和62年10月1日から施行する。
- この要領の一部改正は、平成2年7月1日から施行する。
- この要領の一部改正は、平成3年10月1日から施行する。
- この要領の一部改正は、平成19年2月1日から施行する。
- この要領の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領の一部改正は、平成23年5月1日から施行する。
- この要領の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領の一部改正は、令和2年10月1日から施行する。
- この要領の一部改正は、令和5年1月1日から施行する。